

大阪市告示第134号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示す

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年2月2日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年2月16日（月）	
	令和8年2月24日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年2月1日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年2月3日（火）から 同月6日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年2月7日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和8年2月8日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年2月10日（火）から 同月13日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで

令和 8 年 2 月 14 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 8 年 2 月 15 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 8 年 2 月 17 日（火）から 同月 20 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 8 年 2 月 21 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 8 年 2 月 22 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 8 年 2 月 23 日（月） 令和 8 年 2 月 25 日（水）から 同月 27 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 8 年 2 月 28 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)